

法政大学経営倫理綱領

規定第454号

一部改正 1996年12月19日 2006年 4月 1日
2025年 4月 1日

学校法人法政大学は、その建学の精神である自由と進歩の理念にのっとり、かつ私立大学のもつ自主的教育研究機関としての社会的、公共的使命を達成するために、「私立大学経営倫理綱領」（平成元年7月3日付、日本私立大学団体連合会）の基本精神を生かして、法政大学経営倫理綱領をここに制定する。

そもそも私立大学は、学校教育法、私立学校法の定める大学の社会的使命を踏まえ、その独自の教育理念と学問の自由、大学自治の基本精神に立脚して運営されなければならない。かつまた、その教育研究機関として本来的に有する社会的・公共的信託に応えて、常に公正かつ明朗な経営が行われなければならない。そのためには、大学構成員全体、とりわけ役員や評議員の自主的責任倫理の自覚がまず何よりも必要であり、それと同時に、真に教育研究機関の名にふさわしい公正かつ責任ある大学運営を手続き的に保証するための制度と規範とが明確化されていなければならない。

学校法人法政大学は、大学構成員の自覚と責任ある行動を促すために、ここに本経営倫理綱領を制定し、この精神に基づき、新しい時代の要請に応え得る公正かつ活力ある大学運営を期するものである。大学構成員が遵守すべき大綱を以下のように定める。

1 学校法人法政大学（以下「大学」という。）の役員、評議員及び管理的地位にある者が遵守すべき大綱

- (1) 大学が有する社会的使命や、公共的性格を十分に自覚し、法令及び学内諸規定並びに評議員会及び理事会の決議等を倫理性と良識をもって遵守し、大学のために善良な管理者として、忠実にその職務を遂行すること。
- (2) 大学教職員並びにその他の大学関係者に、この経営倫理綱領の趣旨を周知徹底させ、日常的に不正・不法等の発生の防止に努めるだけでなく、万一、その事実を知ったときは直ちに適切な措置を取るよう指導・監督すること。
- (3) 大学における経営・管理を適正に行うため、積極的に学内諸規定の整備・充実、人事制度の改革並びに公平・適正な人事の実施、財政の合理的運営並びに資金の効率的使用等に努めること。
- (4) 大学の業務に関し、他から金銭その他の利益や供給等を受けないこと。又、大学教職員が大学の業務に関して、他から金銭その他の利益や供給等を受けることがないよう監督すること。
- (5) 大学の業務に関し、職務上知り得た秘密の情報・資料を他に漏らさないこと。
- (6) 大学の役員、評議員若しくはそれらの者の配偶者若しくは二親等内の親族又はそれらの者が代表権を有している法人与大学との間の取引契約は原則として行わないものとする。
- (7) 大学の業務に関し、自己の職務権限を越えて業者等の第三者と接触し、若しくは取引行為等をしていないものとする。

2 大学教職員が遵守すべき大綱

- (1) 大学が有する社会的使命と公共的性格を十分に自覚し、大学の決定並びに管理責任者の指示・命令に従い、学内諸規定・通達等を倫理性と良識をもって遵守し、誠実にその職務を遂行すること。
- (2) 大学の業務に関し、他から金銭その他の利益や供給等を受けないこと。
- (3) 大学の業務に関し、職務上知り得た秘密の情報・資料を他に漏らさないこと。
- (4) 大学の業務に関し、自己の職務権限を越えて業者等の第三者と接触し、若しくは取引行為等をしていないこと。
- (5) 日常的に不正、不法等の防止に努めるだけでなく、万一、その事実を知ったときは、直ちにそれを管理責任者に報告するなど適切な措置をとること。

3 経営倫理委員会の設置

経営倫理綱領に違反し、若しくは違反する恐れのある事実があった場合には、総長の諮問に応じて適切な措置を取るよう経営倫理委員会を設置することができる。

付 則

- 1 この綱領は平成2年12月19日からとりあえず6年間に限って施行するものとし、その後の存続、改廃については、寄附行為その他諸規定整備の進展を踏まえて、見直しを行うものとする。
- 2 6年間に限るを改め、引き続き1996年12月19日をもって施行する。
- 3 この綱領は2006年4月1日に一部改正し、施行する。
- 4 この綱領は2025年4月1日に一部改正し、施行する。

(追58)